

平成28年度 第4回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成28年12月12日（月）

13：30～15：30

場 所 長野県住宅供給公社3階大会議室

1 開 会

○事務局 技術管理室 矢花主任専門指導員

それでは定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第4回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます、技術管理室の主任専門指導員、矢花久則でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、技術管理室長であります猿田よりごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○猿田技術管理室長

ご紹介いただきました建設部技術管理室長の猿田吉秀でございます。第4回長野県公共事業評価監視委員会の開会に当たりまして、事務局を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

永藤委員長を初め、委員の皆様におかれましては、年の瀬も押し迫り大変ご多用のところ、本委員会にご出席いただきまことにありがとうございます。

さて、本年度の評価監視委員会につきましては、残暑厳しい8月30日に第1回委員会を開催させていただき、これまで、大雨の中での現地調査を含め5回にわたる委員会におきましてご審議をいただいていたところでございます。本日はこれまでの審議を踏まえ、再評価、新規評価、事後評価のそれぞれの評価にかかる意見書の内容をご検討いただく予定となっております。一堂に会しての委員会としては、本日が最終となる予定でございますので、年明けの意見書提出に向けて総括的な審議になろうかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 技術管理室 矢花主任専門指導員

ありがとうございました。それでは、本日ご出席をいただいております委員の皆様をご紹介申し上げます。

委員の名簿につきまして、お手元の資料をおめくりいただきまして、1ページ目、

次第の裏になりますけれども、こちらの委員名簿のほうをごらんいただきたいと思
います。

初めに永藤委員長様、石川委員様、内川委員様、北村委員様、久保田委員様、酒
井委員様は若干遅れてくるということでご連絡をいただいております。島田委員様、
高瀬委員様も若干遅れてくるということでご連絡をいただいております。益山委員
様、松岡委員様、柳田委員様、以上、本日11名の委員の皆様にご出席をいただい
てございます。なお、佐々木委員様にはご欠席とのご連絡をいただいておりますので、
よろしく願いいたします。

それでは次に資料のご確認をお願いをいたします。ただいま見ていただきました
名簿の次のページ、資料8でございますけれども、これが本日お配りする資料でご
ざいます。

まず資料8につきましては本日の再評価、それから新規評価、事後評価、それぞ
れの意見書案をつけてございます。

それからインデックスの資料9でございますけれども、資料9につきましては、
第2回の委員会におきまして、委員よりご質問等ございましたものを受けまして説
明用としてつけている資料でございます。この資料につきましては、後ほど担当課よ
りご説明を申し上げる予定でございます。

また資料10につきましても、第2回委員会におきまして委員より要望がございま
した資料をつけてございます。これにつきましても後ほど担当課よりご説明させて
いただきます。

それから最後、資料4の（12月更新）と書かれている資料、インデックスがつい
ているところでございます。これにつきましては、第1回の委員会におきまして配
付しました、資料4の新規事業箇所の一覧表の更新版ということでつけてござ
います。この内容につきましては、後ほど事務局のほうからご説明させていただく予
定でございます。資料につきましては以上でございます。

それでは、以降の進行につきましては、委員長のほうに、よろしくどうぞお願い
いたします。

3 議 事

○永藤委員長

それでは、本当に今日はお寒い中、ありがとうございます。先ほどお話がありま
したけれども最後の委員会となりますので、しっかりとまた議論をしていきたいと
思いますので、どうかよろしく願いいたします。それでは座らせていただきます。

それでは、お手元の会議次第に従いまして進行させていただきます。議事に入る
前に、運営要項の第4に基づく議事録の署名委員については、名簿順により、島田
委員と高瀬委員のお二人にお願いしたいと思います。高瀬委員がちょっとおられな
いんですけれども、間もなく来られるということでお願いしたいと思います。

では、本日は意見書案の内容について審議をするということで、それでは議事に従いまして意見書案の審議を行います。

それでは、事前に意見書たたき台として、私がつくらせていただいたものを事務局から事前送付していただきました。あらかじめ「たたき台」に対する各委員さんのご意見は、事務局のほうにはなかったようですので、事前送付した「たたき台」をそのまま本日の意見書案として配付しています。

それで意見書各案の確認ですが、次第にあるとおり、再評価、新規評価、事後評価という順で、内容の確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ここまではよろしいですか。

(1) 再評価意見書案について

○永藤委員長

それでは再評価意見書（案）について、まず資料8-2の再評価の意見書（案）の審議に入りたいと思います。よろしいですか。

まず前書きの部分です。本年度の審議対象事業の考え方云々についてということで書いてありますけれども、もし追加とか修正とか、そういう意見がありましたらお願いしたいと思いますのですが、どうでしょうか、この考え方ということについてはどうでしょうか。

なければ、個別の審議箇所について、全部で5カ所ですけれども、委員会として意見の記載内容について、確認していきたいと思います。

まず、(1)の伊那バイパスですが、質問されていた高瀬委員がまだ来ておられないので、先に道路事業の(2)豊田中野線の笠倉～壁田のところからお話をお願いいたします。

・再評価(2)一般県道豊田中野線 中野市 笠倉～壁田

○建設部道路建設課 勝野企画幹

建設部道路建設課、企画幹の勝野由弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは(2)の一般県道豊田中野線、笠倉～壁田の関係で資料の訂正がございますので、その説明をさせていただきます。資料9のページ5-1(修正)をごらんいただきたいと思います。資料9、右下にP5-1(修正)と書いたページでございます。A3版です。よろしいでしょうか。

この中で、様式の記載内容につきまして、左上の表の欄の平成29年度以降残事業費、及びその左斜め下の平成28年度末事業進捗率、この数字に確認後、訂正がございますので、それを説明させていただきます。

まず平成29年度残事業費につきましては、今、27億4,300万円になっておりますが、これは25億6,300万円ということで訂正をお願いしたいと思います。それと28

年末、事業進捗率につきましては、48.0%を34.3%という数字で訂正をさせていただきたいと思えます。

精査のほうに不足しておりまして大変申しわけございませんでした。このような数字で訂正ということによりまして、この件につきましては、以上でございます。

○永藤委員長

はい、わかりました。それでは、この(2)の豊田中野線の笠倉～壁田についての判断に至った理由とか、審議上その他の意見とかというのを読んでいただいでどうでしょうか、何かご意見があれば、何でも結構です、どうぞ。

1番は当事業のことについては、判断理由の当該事業についてというような交通機能の観点からということ、2つ目については事業進捗の観点からということになります。それから3つ目の事業費の増額については、事業費の増額についてということでもうこのままです。この3つということ、判断理由ということ、

それから、審議上のその他の意見として出ている、1番目の千曲川を渡河する当該箇所については益山委員のご意見を、それから次の当該地域の浸水想定区域内の水害対策とか道路整備のことについては、これ酒井委員の話を反映させていただきましたけれども、何かここに付け加えてとか、それから判断に至った理由とか、修正するとかというご意見があればおっしゃっていただければと思えますが、どうでしょう。

よろしいですか、それでは(3)に移ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。では、ということで、この(2)については、このような形で進めていくということによりまして、では、よろしく願いいたします。

・再評価(3) 防災・安全交付金(街路)事業 (都) 高田若槻線 桐原～吉田

○永藤委員長

防災・安全交付金の街路事業ということで、高田若槻線、桐原～吉田、よろしく願いいたします。いいですか、説明がなければ。

事務局からはないようですので、では(3)のところを見ていただきましてどうでしょうか、皆さんのほうからご意見をお願いしたいんですが。

(3)の、これは北部と中心部を結ぶ幹線道路で整備をやっていくということで、交通機能の観点からということですね。それから2番目については、事業進捗の観点からですね。それから、3番目は、これはさっきの事業費の増加についてという

ことで。それから、審議上のその他の意見としての話は、松岡委員のお話などを入れて書かせていただきました。(3)についてはどうでしょうか。何かあれば。これはだめだとか、何でも結構です所以说っていただければ。

(異議なしの声あり)

よろしいですか、ではご意見がなければ、では(3)についてもこのような形で進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

・再評価(4) 防災・安全交付金(街路)事業 (都) 井出双葉線 出川～双葉

○永藤委員長

それでは(4)、これ事務局から何か説明はないですね。では(4)の防災・安全交付金街路事業の出川双葉線ということで松本市ですけれども。

これも継続ということで判断に至った理由として、1番目が、皆さんもこれよく見ていただいているんですけれども、歩行者、車両等の通行量が多い、事故が多発していて交通機能の関係、安全・安心対策。それから、2番目は踏切遮断時間が長かったり慢性的な渋滞が発生しているということで、交通機能の観点からということです。踏切除去ということですね。それから3番目が、これは事業進捗の観点から、87%と住民の理解が進んでいると、用地取得率ですね。それから全体事業費の増額についてということで、地下水とか仮設工法の変更とか、ということで必要なものであるということです。

それからその他の意見として、早期の事業完成を図りたいと、これは松岡委員です。それから次のページですけれども、隣接する公園利用者の安全確保にも配慮すると、これは島田委員の意見です。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、ではそういうことで、(4)についても、この県案で行きたいと思います。よろしく願いいたします。

・再評価(5) 通常砂防事業 (砂) 栃平沢 栃平(筑北村)

○永藤委員長

それでは(5)、では説明をよろしく願いいたします。

○蒲原砂防課長

砂防課長の蒲原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(5) につきましては、第2回の委員会におきまして計画変更、高さ28メートルのものを20メートルに変更するというその案に対しまして、その計画変更とすることにつきましては妥当と判断をしていただきました。その際、平成16年度の公共事業評価監視委員会の段階での経緯をもう少し丁寧に説明してほしいということでありましたので、少し補足説明をさせていただきたいと思えます。

16年のときには、その28メートルの計画を20メートルに据え置くという内容だったわけですがけれども、当時の議事録によりますと、これは前回ご説明を申し上げた範囲ではございますけれども、流域全体から出てくる土砂を対象とした堰堤の高さ、28メートルの計画に対しまして、当時の県の財政状況や流域状況から、当面1洪水による土石流に対応することで、保全人家等に対して、整備としては十分ではないものの、一定の安全を確保する20メートルに計画変更する案をご審議いただき、ご意見等なく原案を妥当と判断していただいております。計画変更の根拠となる、これ以上の議事内容は議事録からは伺えませんでした。

これにつきまして、ここから先が今日のご説明になるんですけれども、当時、砂防課内で検討した資料からどういった経緯が伺えるのかということ、少し見てみますけれども、画面に見ていただいていますように、その栃平沢、青い破線で示した、今回、問題にしているというか、事業をやっていく栃平沢、この流域面積3.3キロ平米、これでは高さ20メートルで整備率が6割程度を確保できる。その上で栃平沢を含む東条川流域の面積は17.2キロ平米、この栃平沢が流れ込む東条川、この大きな流域において整備率が約7割を超えるといったようなことを確認しているということがわかりました。概念的に書くところということなんですけれども。

20メートルの高さを立ち上げたところで、栃平沢は着工前、若干、治山の施設もありますものですから、5%台のものが62%まで引き上げることができる。東条川は65%であったものが、大きな流域でそれなりに堰堤もあったものですから65%だったんですが、それを5%引き上げて約70%にすることができるといったようなことを確認をしているという状況がわかりました。

これは、なお7割、その当時、一応の概成の目安としては明文化したものはないんですけれども、大体7割概成というようなことで我々運用しております。そういう中で、土石流としては結局7割行っていないかと言われればそのとおりでありまして、十分なお答えにはなっていないのは重々承知なんです。当時の議論のいろいろな中で探していくと、こういった一つ、栃平沢では約6割、それから東条川では約7割を確保したということを確認しているので、当時としては一定の安全を確保できることを踏まえて段階的な、段階的なというのはその20メートルにとめ置くという意味ですが、整備を選択するに至ったものではないかというふうに判断をしております。この点、今日ちょっと補足をさせていただきます。

それから前回、そういったことを変更してさらに今回、28メートルまで上げるということです。筑北村と、その村議会から出た要望書を添付しなさいというようなことがありましたので、そちらのほうにつきましては配付資料の中に入れさせ

いただいているというところでございます。砂防課からは以上でございます。

○永藤委員長

わかりました。これについての、今のご説明に対しての意見はございましょうか、質問など、どうでしょうか。

それでは、先ほど内川委員から修正意見を見せていただいたので、ちょっとご説明いただいて。

○内川委員

ただいまの説明、どうもありがとうございました。前回の16年度のときの、県のほうの再評価委員会から提案があったという経緯と、その中身の変更の理由については、今のご説明で理解いたしましたけれども。やはり今の説明内にもあったように、安全のための施設という中で、やはり栃平沢本体とすると、ちょっと十分ではなかったのかなというような、ちょっと印象を受けました。

その本来、私どもも研究関係にありますので、設計基準等の理由となるような調査研究をしている中で、願わくば、やはりその設計基準等に則って設計が行われていることだろうとは思いますが、それが何らかの財政等の理由であったりとか、当時の施策方針というんですか、そういうようなことが理由になったのかとは思いますが、変更されていて、今回、それをまた変更し直すという、今回の変更そのものは、もともとその基準はその当時から変わっていないという、前回の第2回ですか、会議のときにも説明があったので妥当というふうに私自身は思っているんですけれども。やはり、前回の変更はちょっとどうだったのかなというところが、正直、ちょっといま一つ理解できないという感じはしています。

そういう中で、今回のこの原案の県案に対する審議結果として計画変更とすることを妥当と判断するという、この文言自体は妥当だと思いますのでいいかと思うんですけれども、その下の判断に至った理由のところは、やはり最初に、ちょっと先日、委員長のほうにはお伝えしたんですけれども、例えば例ですけれども、「平成16年度の計画変更時には当時の県の施策方針や財政状況から、当面、一部の土砂量に対応する堰堤高に下げる方向で変更されたが、本来の国等の設計基準を尊重遵守した計画高に戻す必要があるため」などの、ちょっと文言がやっぱり必要のような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○永藤委員長

皆さん、どうでしょうか。それでは例えば内川委員の言われるとおり、例えば遵守することが必要だったとかということ表現することをここに入れるかどうかということですか。

○酒井委員

酒井です。遅れて来てすみませんでした。私もこのところ、案を読ませていただいたときに、たたき台の状態で読ませていただいたときにちょっと引っかかっていたんですが。先ほど内川先生おっしゃられたことに賛同させていただきます。かつ、この計画変更という部分が、元々あった計画、このままの文面だと、元々あった計画がこのように変更されたというふうに感じられるんですけども。計画変更というよりは、元に戻るという状況にあるんだということを、先ほどの文章が入っていたほうが説明されている状況になると思いますので、そういった経緯があるということは、ここに書くべきかどうかというのは私はちょっと迷っていたんですが、ほかにももしかすると似たような案件が出ていたときに、こういう判断をします、という意味で、別立てにしてもいいかなとは思ったんですけども。

この栃平沢の件に関して詳しく説明するのであれば、ここに入れるべきと思いますし、これ以外にも似たような案件がまたあった場合に、判断として別立てで書くというふうな案もあるかと思えますし、どちらにしろ、やはり全く入れないというのではなくて、状況を説明する文章を入れるべきではないかという気がします。

○永藤委員長

それで内川委員も何か、そのことで何か、その他の意見の中にも何か一つありましたけれども、つけ加える。

○内川委員

すみません、そうしたらもう1点。審議上のその他の意見というのが下にさらにございますけれども、そこにも、「他地区でも、県独自の基準等を適用する箇所については、その状況を調査・検討されたい」といったような旨を追加したほうがいいかなというふうに思っております。

これは、先日回ってきました第2回の監視委員会の議事録をちょっと見ていて、前回、砂防課長さんのほうでご説明いただいたときに、「再評価で特別計画が小さくなった堰堤というのは実はもう1カ所あるにはある」という、ご発言があったので、ひょっとするとこういう、下げたとかそういうことはないというふうなご説明だったと思うんですけども、全体として先ほどのような形で、やはり検討、再調査といいますかはした上で、ひょっとすると、やっぱり安全施設ですので、いろいろな例えば施策方針の転換だとか、先ほどの住民の要望だけで変わるものではないというふうに私は思うんですね。やっぱり基準的なものがあって、それに基づいて基本的にはまずは造られるものであろうと思いますし、そういう客観的な根拠に基づいた基準なりがあるので、やっぱりそれは遵守すべきなんじゃないかなとは思います。

また、もしそうじゃない形で変更があるならば、やはりその理由というんですか根拠、別の何らかの根拠、県独自の基準なり何なりを示さないと、なかなか県民は納得できないのかなというふうに思っている次第です。

○永藤委員長

はい、皆さんどうでしょうか、ご意見があれば、何でも結構です。松岡委員どうぞ。

○松岡委員

嵩上げの要望書を拝見してちょっと質問があります。現地でも質問をしたと思うんですけども、こういう災害の対策というのは決して100%ではなくて、この村からもいろいろな大損害が出たので、ぜひ堰堤を元の基準に戻してほしいという要望が出ていますけれども、一方で、では村のほうでは、例えば万が一のリスクで堰堤が切れて、土石流が流域に入ってきたときにどうするのかという対策を、どんなふうに立てているのでしょうかというふうに質問を現場でしたんですけども。

何故かという、やはりいろいろな悲惨な記憶が薄れてきていて、川のすぐ近くに民家があったりとか、結構、川の際までいろいろな木が生えてきて、多分、土石流が発生したときにそれが流れ木災害となって、また下流域にいろいろな被害をもたらすということが考えられると思うんですけども。

ちょっと現場に行ったときには、もう堰堤があるから大丈夫というような雰囲気でしたものですから、是非ちょっとここは県からもひとつ、確認を村長さんとかにしてもらいたいと思うんですけども。100%安全じゃないよと、ソフト対策のほうはきちんと村のほうで進めてくださいということを再確認していただきたいと思います。

今、そういう対策が実際にあるのかどうかという質問をしたいんですけども、もしそれが無い、把握していないのであれば、県のほうから委員会のほうでそういう意見があったので、ぜひ100%安全ではないということを前提に、いろいろなソフト対策を立ててくださいというふうに言っていただければと思います。以上です。

○永藤委員長

ありがとうございました。先ほどちょっと私、説明いたしませんでしたが、判断に至った理由の中で、1つ目、2つ目については、先ほど言った整備の必要性だとか、地元の要望の声が2番目ですし、今、言われた、松岡委員の言われたのは審議上その他の意見のところのソフト対策についてということですね。ここはとても重要なことですので、これについてはまた、進めていただくということで、ここに盛り込んであるからよろしいですか。

○松岡委員

当事業に限らずというふうに前置きがあると、何かちょっと今回の現場を見たときの意見が、ちょっと薄れてしまうかなと思ったものですから、再度、確認させていただきました。

○永藤委員長

わかりました。それでは、先ほどの内川委員が言われていた「平成16年度の計画の変更」云々という話と、それから「他地域での話し」ということがあったんですけども、これについてはこの中に入れていくということで、委員長の私の方で、またちょっといい文章を考えて、それで必ず入れるということでよろしいですか。ちょっとここでやると、また一言一句やっているとおれなんですけれども。

ちょっとまた事務局とも相談したりして、きちんと考慮するということがよろしいですか、その辺でご納得していただければ、委員長預かりですみません、よろしいですか。ということで入れさせていただきます。では島田委員、どうぞ。

○島田委員

すみません、今のは賛成なんですけれども、先ほどの松岡委員の話でちょっと補足なんですけれども、ソフト対策のところ、地域の村のほうでもソフト対策のところを力をちゃんと入れてやってほしいということなんですけれども。

県としての立場としてはやっぱりソフト対策、特にここでキーワードになってくるのが「地域が主体となった警戒避難体制というのを構築していく」、それを支援していくということなのかなというふうに思いますので、もし可能であればソフト対策について一言で終わっているんですけども、少しちょっと突っ込んで具体的に警戒避難体制、地域主体の、というところを文言を追加したほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○永藤委員長

はい、わかりました。ではこれもちょっと、そういうことを含めて、またいい文章を考えたいと思いますけれども、よろしいですか。

○島田委員

お願いします。

○永藤委員長

よろしいでしょうか、ではそういうことでしっかり預からせていただきましたので、それで、また結果は、事務局のほうから送っていただくということでよろしいですか。それで、またこの文章ではだめだということなら、また言っていただければ、よろしいですか。

○蒲原砂防課長

委員長、すみません、事務局から、説明者からちょっと補足を、事実関係の補足だけよろしいでしょうか。

先ほど内川委員が前回の私のご説明に対して、計画が小さくなったままになって

いる堰堤があるにはあるといった部分をちょっと補足発言されたので、ちょっとそれについてちょっとお詫びをして訂正をさせていただきたいと思います。

その後、議事録を少し確認をいたしました。栃平沢を16年度に議論したときに、もう一つ、金峰山川というところで、阿知端下堰堤というものを両方、二つ一遍に議論をされています。栃平沢は今ご説明のとおりなんですけれども、阿知端下堰堤のほうは、計画の規模、高さを低くして、その当初の目的に達成する不安定のままにしているのではなくて形状を変更して対応していますので、ちょっと私のその小さくして、計画を小さくして不安定にしたままになっているという説明のところは、すみません、間違っていましたので、そこだけ訂正をさせていただきます。すみません。

○永藤委員長

わかりました。となると、先ほどその他の意見のこの「他地域」については削除してもいいですか、内川委員、どうしますか、入れておいたほうがいいですか。

○内川委員

おそらく、この平成16年度にその2件が出てきて、検討された経緯は当時の脱ダムの方角性というようなものがあつたかと思うんですけれども。

それに伴って、この16年度のときの委員会では出てこなかったけれども、その他、方針の中でお考えになった地区とかも全くなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○蒲原砂防課長

すみません、そこについては全部把握していませんし、相当な数が当然ありますので、過去、要は堰堤だけでも1万というか数千を越すようなものが過去来てしまっておりますから。

今、私が申し上げているのは、再評価委員会でいろいろその当時、集中的にご議論されたものの仲間がもう一つありましたということでございます。

○内川委員

わかりました。要は今回の判断に至った理由のところの問題意識というのが、「近年発生した県内の土石流災害を受けている」、こういういろいろな考え方の変更だとか、あるいは「過去に発生した同時多発的な土石流に対して」というようなことが、1番目、2番目あたりのところに出てきますので、そういうことを逆に反映するならば、その辺の確認といいますかは、願わくばしたほうがいいのかなというふうには思いますので、入れていただいてもいいのかなというふうには思っていますけれども。

○永藤委員長

わかりました。ではそういうことで、いいですか、では入れるということで、「他地域」についてということで、入れる方向ということで考えたいと思います。

はい、どうぞ柳田委員。

○柳田委員

あと文言に関しては、委員長さんの中でお取り計らいといったことであれなんですけれども。もうちょっと趣旨だけ、どういう趣旨で文言が加えられるかについてだけ確認をしていただければありがたいんですけれども。

○永藤委員長

趣旨といいますと。

○柳田委員

今のやりとりの中において、この取りまとめ、判断に至った理由について、今のを加えましょうというお話の中で概ね、概ね話の流れとしては了解しましたけれども、改めてその文言についての趣旨というんですか、文章に関しては委員長さんのもとでということでありましたけれども。この趣旨ということについては、もう一度、お聞かせいただければ大変ありがたいんですけれども。

○永藤委員長

では内川委員のほうで、趣旨をちょっと言っていただいて。

○内川委員

すみません、ちょっとわかりにくいところもあったかもしれないんですけれども。

おそらく堰堤等が設計されるためには、基本的には国等が定めておられる、河川、砂防とかの設計基準等に則って設計が本来行われて、おそらくその形の中で出てきた数値というのがこの28メートルという数字だったんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

それが、前回16年度のときに、いろいろな財政状況や、先ほどの施策方針みたいなものの中で、ご説明はありましたけれども、必ずしも、住民直下のところの安全という意味ではこう、その基準の形が何かの理由でということがなかなかちょっと明確にならないような形のような感じだったんですけれども、お聞きした感じがですね。それが20メートルに下がっていると。

今回それが、元の28メートルに戻すこと自体は、私は安全が確保されるということで全然問題ないというふうに理解しているんですけれども。この判断に至った理由のところには、やはりこれからも同じように、何かのちょっとよく明確じゃない、あまり議論が要するにきちんと深まらない中で決まったような経緯があるとするな

らば、ちょっとよくないのかなということを踏まえて、やはりその基準等を尊重遵守して、きちんとやるべきではないかというのが私の意見です。

それを踏まえて、そういうものに戻すという必要があるんだというのが第一理由ではないだろうかというのが私の趣旨なんですけれども、その辺は委員長と事務局等とも相談いただいた上で適切な文言にしていいただければと思いますけれどもそういう、私の意見はそういう趣旨です。

○永藤委員長

柳田委員どうぞ。

○柳田委員

よくわかりました。そういうことは同感でございます。それは文言を少し整理してということであったかと思うんですが。

その後のやりとりとして、例えば課長さんのほうから、過去の何らかのそのやりとりをやって、計画を小さくして不十分なままにしているものが他にも、ここだけじゃないんだという発言が過去にあったかもしれないので、ちょっと必ず、そういう話があったんだと。しかしながら、いや、それはそういうことじゃなくて、不十分なまま放置しておくのではなくて、形状を変えて、形状を変えたんだということでしたね、阿知端下の話は、形状を変えてどうなったんですか。形状を変えて、形を変えて問題になることはどういう、方法論というよりは・・・

○蒲原砂防課長

整備率は100%をキープしたまま、形を変えたということです。

○柳田委員

形を変えたと、それが阿知端下、その他もう1個、名前が出ましたが、阿知端下のほうですね。阿知端下に関してはそういうことになったと。

そして、そうしたら、内川先生のほうで、その他のことについてはいかがかというご質問については幾つもある、たくさんある中において、評価監視委員会の中においての議論はそこにとどまると、ほかについてはたくさん、あまたある中においては、現状によってすぐ、というのはちょっと難しいし、それについての確認ということでは、ちょっとこの会議体の対象外でもあるので、それははっきりしないと、こういうことでいいですね。

○蒲原砂防課長

対象外であるとまでは主張はしていませんが、私の今、承知しているのは、再評価委員会の16年のときの仲間が1件だけありましたという、それが低いままでありませんということにとどまっております。それ以上は、ちょっと私がどうこうとは

言えないのかなと思っていますけれども。

○柳田委員

私はその今のやりとりの中で、この会議体の議論の中であるのかなのかというのは結構重要なことで、もしそのことが会議体の対象内だとするならば、そのことについても触れてもいいんだと思うんですよね。ただし、それは対象外だとするならば、それはここで申し上げるべくもないんですよ。はっきり分けると、何百というものが縮小されたと、そのままになっているということがこの会議体で議論していいと、多少なりとも意見を言っているというならば意見を申し上げたいと思うんですが、しかしながら、いや、それは評価監視委員会の中の話ではないので、ここはちょっとなじまないというならば発言をするつもりもないんですけれども、いかがでしょうか。

○蒲原砂防課長

よろしいでしょうか。この委員会で取り上げるべき話題をどう限定するかというところについては、私は言い及ぶ権限はもとよりないと思っておるんですけれども。実情を申し上げますと、流域が大きくて整備に大変時間がかかる。それから地権者の同意が得られない。それから多機関との調整にすごく時間がかかって、正面突破して堰堤を100%の精度を目指すことに不合理があるというようなときには、ちょっと段階的にやっていくというようなことは割りとやるんです。

なので、今、おそらく内川先生のことを踏まえて、最初、文言をつけるときにもそういった背景を少し踏まえた形で何か表現をしてくださらないと、それは何か、砂防の事業そのものが成り行かなくなるようなところもありますので、そういった事情があることだけは、では事務局として補足を申し上げさせていただきたいと思います。

○柳田委員

今日の会議の中においては、(5)のものに限ったほうがよろしいと思いますので、蛇足で恐縮でしたが、賛同でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○永藤委員長

ありがとうございました。

それでは、そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、(5)についてはこのような形で進めさせたいと思ひます。

ただし、私が先ほど言いましたけれども、内川委員の言われたことをしっかりと、委員長預かりで言葉、文言として入れさせていただくということで、よろしく願います。

それからすみません、先ほどの議事録署名の委員なんですけれども、高瀬委員の遅れが、ちょっと時間がかかったものですから、松岡委員に署名していただいでしょうか。島田委員と松岡委員に署名をお願いしたいと思います。

それでは、高瀬委員が来られましたので、(1)の高瀬委員がご指摘されたところがありましたので、説明をまず。

- ・再評価(1) 社会資本整備総合交付金(道路)事業 (国) 153号 伊那バイパス (伊那市～箕輪町)

○建設部道路建設課 勝野企画幹

道路建設課の勝野でございます。それでは(1)の一般国道153号伊那バイパスにつきまして、第2回の委員会におきまして、高瀬委員からこの事業にかかわる費用便益比、 B/C につきましてご質問をいただきました。内容的には、完成予定年度が平成33年度から37年度に延長されることに伴って費用便益比が変わるのではないかとございまして、それを確認した結果をご説明させていただきます。資料9の3枚目になります、P1-2の(追加)と書いた資料をごらんいただければと思います。こちらの左側のほうに完成予定年度が平成33年度の場合と平成37年度の場合の、便益のB、費用のC、そして費用便益比の B/C 、これを示しております。

まず全体事業費ですが、これは両者とも変更はございません。

それから、この B/C を算出するもとになっております費用便益分析マニュアルというのがございまして、これにおいては、この費用便益比を算定するに当たりまして、費用、便益それぞれにつきまして社会的割引率という、これは年に4%という数字になっておりますが、これによりましてそのお金の価値を評価時点である本年度、平成28年度現在の価値に割り戻すことによって、それを計算するというようになっております。

便益の算定期間は通常50年間で算定しておりますが、事業期間が4年間延長されることによりまして、割り戻しの率が先に行くほど小さくなるということになっておりますので、その結果、33年度の場合に比べまして、37年のほうが B/C が1.8から1.5に小さくなるということがございます。

ちょっとわかりにくいので、右側のほうに簡単な数字を入れまして今の説明の内容を示したものがございまして、これは単純に年間の便益を仮に1億ということで、50年間の便益を出したものでございまして、左側の表は平成33年度に完成して34年度に供用開始をした場合、右側が37年に完成して38年に供用開始した場合というような表になっております。

左側のほうは、便益が出ますのが平成34年からということになりますので、この時点の割戻し率というのは、28を基準にしますと0.7903という数字になります。それからその先50年間ということで、49年目、平成83年ということになりますが、そこまでいくと0.1157というような数字になってまいります。それで年間の便益を仮定した1億円にその数字を掛けるということで現在価値に割り戻すという形になっておりますので、その50年間を足したのが、右下にあります17.67億円という数字になります。

これに対しまして、平成37年度の場合は便益が発生しますのが平成38年からという形になりますので、このときの割戻し率が0.6756という、この数字から始まることになります。それから50年間ということで平成87年まで、これの便益を現在価値化して足すということになると、15.11億円ということで、全体として現在価値では小さくなるというように算定されます。

このようなことで、先ほど申し上げました今回の伊那バイパスにつきましては、現時点での費用便益比は1.5ということになりますので、それを訂正させていただきたいと思っております。

資料のほうに戻りまして、ページ1-1の(修正)のところでございますが、右の真ん中辺、再評価の費用対効果のところは、B/Cを1.8だったものを1.5、それから次のB1-2の(修正)のページの真ん中の欄でB/Cが1.5、それから先ほどの、計算し直しましたそれぞれの便益、それから費用がそれぞれそこに書いてありますような数字に修正されますので、資料のほう、このように修正させていただいてよろしくお願ひしたいと思っております。

今回、そのような状況でございましたので、来年度から費用便益分析の説明資料、この様式-2の記載事項、それから補足資料の添付等により審議に必要な情報提供の改善に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。

○永藤委員長

ありがとうございました。伊那バイパスの費用対効果について、高瀬委員のほうから質問があったことについて、今、説明されましたが、高瀬委員どうですか、何かご意見があれば。

○高瀬委員

ありがとうございました。これはそうなるので仕方がない話なので。ただ、これをもってどうするかという話なんですけれども、やはりどんどん伸ばしていくと全体の費用対効果が下がるので、早目に頑張ってやっていただきたいというのが1点と、もう一つ、これ以上伸びていくと本当に数字が小さくなっていくので、そのときに、では果たしてどうなのという話になったときのために、ちょっと姑息な手段ですけれども、例えば残事業に対する便益というものの費用をちょっと出し

ておくという方法もありますし、いわゆる、一応これもあれなんですけれども、今やめてしまったらいいんじゃないかという話に割れてしまっても困るので、そういうところも今後、今回はこれでいいかもしれませんけれども、今後こういうことが出てくることも予想されますので、そういった残事業に対する効果、今、やめてしまうとこれだけ損なんだというのちょっと、姑息なんですけれども、そういったようなことも多少、検討させていただくといいのかなとは思いますが。

○永藤委員長

ありがとうございました。ということで、よろしく願いいたします。今後については、よろしく願いいたします。

それでは、(1)を見ていただきますと、判断に至った理由ということで書いてあります、1つ目は交通機能についてということと、事業の進捗の観点から2番目ということです。あと、その他の意見ということで、バイパス併用については酒井委員の話、バイパス供用後の継続調査、それから騒音とか、それから2番目の当該事業の景観の良い田園地帯とか、それから橋梁の大型構造物の設計における景観の配慮とかというのは島田委員や益山委員、それから将来の計画区間を含めて、沿道の土地利用についてとか、それから周辺景観の配慮、その規制とか誘導手法の検討ということで、これは松岡委員のお話を入れて書きましたけれども、どうでしょうか、ご意見があれば、よろしいでしょうか。

○島田委員

すみません、審議上のその他の意見の丸の2つ目で景観に配慮してほしいという意見、これ結構多くの委員の方々から出た意見なんですけれども、よくよく考えてみますと、やはりあのエリアというのは三峰川の氾濫源にあつて、それで過去に何回も洪水被害を受けてきた、それに対して地域の人たちが、治水技術とかを発展してきた地域ですね。霞堤なんかという自然の猛威を時には受け入れるような知恵を出してきたりとか、あと水防技術なんかも、左岸側の確か下流のほうでまだ聖牛（ひじりうし）の砂防技術が残っていると思います。確か子供達がそこで勉強したりとかということもあります。

そういった背景をもうちょっと尊重していくと、これってやっぱり、地域の人にとってそういったものを築いて守ってきたというふうにしてでき上がってきた、あの田園風景だと思うんですよ。ただ、美しいというだけじゃなくて。全てが地域の誇りであつて、風土資産として非常に価値の高いものであるというふうに私は思いますので、ちょっとこの文言のところ、景観に配慮されたいというところの少し前に、例えば「地域の人々やデザインの専門家等の意見を取り入れて、風土を尊重した景観に配慮されたい」というふうに少し入れていただければ、可能であればと思います。

○永藤委員長

わかりました。ではそれをちょっとまた相談して、入れる方向で考えていきたいと思えます。

ところで、先ほどの高瀬委員のお話については、この意見としては入れたほうがよろしいですか。

○高瀬委員

別にどちらでもいいです。

○永藤委員長

そうですか、それでは、今後のということでもよろしいですか。ではここには入れないで、今後、ではよろしく願いいたします。

それでは、(1)についてはこういう形でよろしいでしょうか、皆さん。

(異議なしの声あり)

はい、ではありがとうございました。

それでは次に新規評価意見なんですが、3分ぐらい休憩をとって始めたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、トイレ休憩に入ります。半からやりたいと思います。

(休憩後)

(2) 新規評価意見書案について

○永藤委員長

それでは短い休憩時間で申しわけありませんが、委員長の不手際で、最後にすみません、「おわりに」というところを、4ページのところですけれども、これちょっと審議していなかったので、「おわりに」をちょっとやって、それで新規評価のほうに入りたいと思います。

「おわりに」というところを見てください。ここに書いてありますけれども、「引き続きコスト削減の見直しにより整備効果の早期発現を求めるものである」ということを入れてあります。

それから、これいいですか、その後にもあるんですけれども、「当初の計画に比べて事業費が7割以上増加している案件もあった」と、「増額理由は現場の地質状況工法変更などで必要なものと判断できるけれども、信頼性確保の観点からできるだけ必要な調査を事前に行って、より適正な全体事業費の把握に務めること」という形を、文言を入れさせていただきましたが、何かあれば皆さんからご意見をいただ

ければ。

○高瀬委員

ちょっと気になったのが、「事業の実施に当たっては引き続きコスト削減の見直し」はいいんですけども、「見直しにより整備効果の早期発現を求める」と。意味合いがちょっと、整備効果の早期発現を求めるのも大事ですし見直しもいいんですけども、「見直しにより」という・・・

○永藤委員長

「見直しや整備効果の早期発現を求めるものである」ということでどうですか。それだったらパラレルになると。よろしいでしょうか、ご意見ございましたら。

では、この形で進めさせていただいていいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。それでは、新規評価についてということでございます。それでは今回、更新となる資料4について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○事務局 行政改革課 加藤担当係長

事務局、行政改革課の加藤憲一と申します。追加資料の資料4（12月更新）というインデックスを張ってある部分ですね。こちらをごらんください。資料はA3で6枚になっております。

8月30日に開催いたしました第1回の評価監視委員会において配付した新規地区資料について、その後の状況変化により箇所追加や削除などがありましたので、最新の状況により更新したものを追加資料とさせていただきます。

まず資料の1枚目の右側、長野県図の左上の部分に地区数を示してございますが、第1回で配付した資料においては、10億円未満の箇所数が42カ所となっておりました。今回の更新により58カ所となりまして16カ所増えております。内訳は今回配付した資料の4枚目から6枚目になります。左側の番号に増えた箇所につきましては丸をつけさせていただきました。これが17カ所ございます。この新規箇所が増えた要因といたしましては、関係者や地元との調整が整ったことにより平成29年度から事業実施できる見込みがついたものや、8月に発生した台風7号による豪雨、また9月に発生した台風16号による豪雨等によりまして土砂流出などが発生したことを受け、抜本的な対策を講じる必要があるとして、事業化をすることとした地区になっております。

それから6枚目のページ左側、番号が空欄となっており箇所名を見え消ししてあ

ります。諏訪湖周サイクリングロード、この1カ所は減ったものになっております。諏訪湖周サイクリングロードにおいては、県の11月補正により28年度の新規箇所として実施することになったため、29年度新規箇所からは除外させていただきました。

追加資料の2枚目のページにお戻りください。ページの左側については、第1回評価監視委員会において詳細審議箇所の抽出を行ったわけですが、こちらの抽出結果に基づいたものとして更新いたしました。

右側の表につきましては、箇所数の増に伴って28年度欄、表の一番右側の列になりますが、こちらのほうを更新してございます。なお、今回追加となった箇所につきましては、長野県公共事業評価実施要領において、第三者意見を聞くとされており、総事業費10億円以上の事業、及び過去5年以内に評価を行っていない事業種類というものの該当はございません。

追加資料についてのご説明は以上でございます。

○永藤委員長

はい。続きまして、資料8-3、新規評価の意見書というところですね。見てください。今のことについてご意見はどうでしょうか、変更、新規、ありましたけれども。要するに(2)の全ての事業種類についてのということで入れてきているということですね。

それでは、新規評価の案を見てください。よろしく申し上げます。ここの本年度の審議対象事業の考え方について、皆さんのご意見はどうでしょうか。

どうでしょうかご意見があれば、もう皆さんも読んでいただいていると思いますけれども、次の2ページ目についてです。よろしいですか。

では、それぞれについて行きたいと思います。まず3ページのところについて、(1)の県の営農地域防災減災のため池補強ということで、塩田(上田市)ということでもありますけれども、これについて見ていきたいと思います。

まず点検の結果ということですね。耐震性不足と判定されたため池の改修を行うということ。それから2番目として、ため池ハザードマップの関係、全戸に配布しているということですね。これもすばらしい、やっぱり判断です。

それから改修対象のため池というのは、塩田平のため池群としてため池百選ということで、地域の活性化につながるということの理由を挙げています。

それから、審議上の意見として観光資源としても活用できると、これは酒井委員さんのお話だと思いますけれども、堤体の耐震性を確保した上で、今後、身近な水辺環境として整備されていけば効果的であるということですが、どうでしょうか、よろしいですか。それでは、ご意見がないようですので、(2)に行きたいと思いません。

(2) 広域河川改修ということですね。千曲川の月岡、飯山市ということですね。

判断に至った理由ということで、昭和57年と昭和58年の大洪水ありましたね。平成16年と18年の豪雨によって浸水被害を受けているということで、緊急に河川改修

が必要であること。それから過去の災害を考慮して作成した「信濃川水系河川整備計画」が認可されており、本事業は流下能力が不足しているための、その箇所への河川改修を行うものであると。それから堤防の草刈りなどが行われているということ、これもやりましたね、審議の上で出たと思います。

それから、住民参加の防災避難訓練がされている。それからカヌーのラフティングとか河川の空間利用が、これは益山委員でしたか、河川空間の利用が盛んであるということです。ということですが、何か皆さんのご意見があればどうでしょうか、いいですか。はい、では(2)もこのとおりの原案でやらせていただきます。

次に(3)です。(3)は街路ということで、立ヶ花東山線吉田、中野市、この2箇所ですけれども。判断に至った理由ということで、中野市街地の幹線道路が緊急輸送路であって、北信総合病院とか長野電鉄信州中野駅などがあるなど、大事なところであるということで、交通確保に寄与すると。

それから付近には小学校があり通学路に指定されているものの、歩道が未整備のための区間もあるので、安全な空間確保のために必要であると。それから道路整備とあわせて無電柱化を進めることで、緊急輸送路としての防災機能の向上が図れる。

それから、その他の意見として、あれですよ、結構、ごちゃごちゃと交差していた市と県でもう連携しなくてはいけないというご意見が多数出ていたと思います、皆さんの意見が。北信総合病院周辺のアクセス向上、無電柱化、歩道整備等をしつかりと将来計画を見据えて検討していかなければいけないということのご意見が出たと思いますが、どうでしょうか、皆さんからのご意見、これでもよろしければよろしいですか。よろしいでしょうか、はい、では酒井委員どうぞ。

○酒井委員

一つ、質問をさせていただきたいんですけども、再評価のときも新規評価のときも、一番初めのところはそれぞれの事業に対して「県の自己評価は妥当と判断する」という文言になっているかと思うんですが。この場合の県の自己評価は妥当と判断するといった場合には、それぞれ再評価や新規評価のあの評価シートのところでこう判断したという部分の意見を拾って、それはOKという判断をここで下しているという意味合いだと思うんですけども。

特にこの吉田の街路の関係のところは、結構、意見として、県がこういう整備をしても市と連携しないと本当にその機能が発現するののかというふうなことが大分出た案件だったと思うんですね。

特にその部分がその他の意見のところに書いてあるとは思いますが、こちら側の主張として、やはりこの、特にこの部分が整備されるだけでは、県のほうでこういうふうな効果があるというふうに評価できるというふうにした主張は、本当に実現するののかというふうな疑問が大分あるというふうな意見が出されたこともあって、もともと提示された自己評価だけではだめではないかというふうな意見がこの委員会が出たという印象があるんです。

そうすると、自己評価が妥当と判断するというのは、結果的にその事業としては実施すべきという意見は変わらないんですけども、我々側で判断した、あるいはそのときにこういうことを盛り込んでほしいという意見したというふうなことを踏まえてその意見を、その踏まえた上で妥当と判断するといったような文言を一番初めのところに、この県の自己評価は妥当と判断するという、この一言だけではなく入れられるような言葉にはできないのかという疑問が、先ほどのところでもここでもそうなんですけれども、ちょっと気になる場所があって。もうそれも全部踏まえてこの文章でいいんだというのであればいいんですけども、少し気になる場所があります。

○永藤委員長

はい。ですから、この自己評価は妥当と判断するという事は、今、酒井委員のおっしゃりたいことは、要するにきっちりと市と県と連携した上ででない、この有効性というのは判断できないのではないかとのご意見ですよ。

○酒井委員

はい。つまり一番初めに提示されたものはおかしいと、そのままいいですよというふうに我々は言っているわけではないと思うので、それを見た上でこういうふうな判断をして、こういう意見を踏まえてやってくれるのであれば、新規事業としてそれが行われることを理解しますというかそうすべきと、判断が妥当だと思いませんというふうなことだろうと思います。

○永藤委員長

はい。皆さんのご意見はどうでしょうか。ではどうでしょうか。
ではどうですか、そこまでやっぱり入れてほしいというご意見はどうでしょうか。

○益山委員

県案に対する審議結果という太字で書かれている部分に、例えば、これ永藤委員長のほうでもう一度、文章をきれいにいただければいいかと思うんですが、「将来計画を見据えた上、県の自己評価は妥当と判断する」としたならば、我々のこの議論が非常にここで妥当性があったということが言われるのではないかなと。今の現状ですと、つけ足されただけという感じは否めないですね。委員長にお任せします。

○永藤委員長

ではちょっと、そういうご意見を入れた形でちょっと納得できる文章を考えると、いいですか、よろしいですか、いいですか。ちょっと上手に表現したいと思うので。
よろしいですか、何かうやむやにしておいたのでは申しわけないですけども、

そういうつもりではなくて、しっかりとちょっとリファインしてしっかりと盛り込みたいと思います。

では、酒井委員いいですか、そんな形で入れさせていただくと。

○酒井委員

ちょっと質問してもいいですか。一番初めにご説明いただいた12月方針の資料が増えた部分なんですけれども、結果的に増えた中にこの審議対象になる10億円を超える事業はないということでしたが、もしあった場合はどうなるんですか。

○永藤委員長

はい、では事務局、お願いいたします。

○事務局 行政改革課 加藤担当係長

この場で意見聴取をしていただく形になります。10億円以上、またそれまで審議をしていない事業種類については、意見を聴くということを要領で定められております。この時期になってはしまいましたけれども、追加で審議ということとなります。

○永藤委員長

そうですね、そうしないといけませんね。

○事務局 行政改革課 加藤担当係長

要領上、そうなっております。

○永藤委員長

よろしいでしょうか。

○酒井委員

わかりました。

○永藤委員長

ではそういうことで、私のほうでまた、先ほど言われました将来計画を見据えるという形の文言を入れた形でちょっと書きたいと思いますが、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか、それで。

(異議なしの声あり)

ありがとうございました。では、そういうことでこれについては、(3)につい

ては、こういうことでもあります。

(4) 抽出以外の箇所については、3件については第1回公共事業評価監視委員会において県からの説明を聞く中で、必要性、重要性、緊急性、計画熟度等から選んだわけですがけれども、新規評価の案について妥当と判断したということによろしいですか。よろしいですか。

最後「おわりに」というところですが、6件のうち3件について詳細な審議を行ったということです。今回の新規評価においては、意見上、上記のとおりであると。現場の課題、事業効果についてさまざまであったけれども、県からの説明や現地状況の確認により、その事業の必要性や地域振興への寄与等を理解でき、県案について妥当と判断したところであると。今後、公共事業の一層の効率化、重点化とともに、その実施過程の透明性を向上させるために、今回の審議結果を公共事業の評価や事業実施に十分活用されることを期待するということを書きましたけれども、皆さんのほうでご意見があれば、よろしいですか。

はい、では、こういうことでさせていただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

(3) 事後評価意見書案について

○永藤委員長

事後評価意見についてということですね。資料8-4をごらんください、よろしいですか。

資料8-4の前書きの部分、本年度の審議対象事業の考え方ということでこのように書いてあります。治山・砂防、それから森林整備、それから農業基盤整備ということで、3つ挙げてありますけれども。それから次のページ、表になっています。ということによろしいですか、ここの前書きというか、この表に至るところまで、2ページの上まではいいいですか。

それでは、個別についてということで、(1)の水源地域等保安林整備、下諏訪町の砥沢の話ですがけれども、これについてどうでしょうか、判断に至った理由ということでもありますけれども。

まず事業効果の発現状況の評価項目についてということで、災害発生時と同程度の降雨になっても洪水と土砂災害が発生していないこと、それから林地の荒廃に対し、森林の持つ環境保全機能の回復に努めて、自然環境の維持・向上に寄与していること。それから事業の主たる目的が地域社会への貢献、評価項目について実際的に森林教育や防災教育の場となっており総合学習の場となっていると。

その後、意見として航空レーダー測量ですね、細部状況の解析が進められている。それで事業を実施したことを含めて、継続して効果発現の検証が進められていること。それから事業対象となる区域の森林に対して継続して間伐などの森林整備をと、先ほど言いましたね、何かあったと思いますけれども、どうでしょうか、これにつ

いて皆さん、ご意見があれば。

航空レーザーについては、酒井委員のご意見ですか、それから2つ目の間伐については益山委員のご意見だったような気がします。どうでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それではいいですか、ご意見がなければ、では原案のとおりでさせていただきたいと思います。

次です。(2) 県営林道開設ということで、飯田市の矢筈についてということで県案に対する審議結果、そして県の自己評価は妥当と判断するというので、理由としては、事業効果の発現状況の評価項目において、本林道を利用した森林整備が進められている。事業効果が達成していると。それから、計画中に森林整備が行われたということで、水源かん養機能とか、土砂流出防止の機能などが公益的な機能の発揮に寄与していること。

それから、審議上のその他の意見として、事業着手前からの情勢変化に伴って、全体計画の見直しを行ったということ、それから森林による地形に適した山づくりを進めていただきたいということの意見出たと思いますけれども。よろしいでしょうか。

○松岡委員

すみません、その他の意見のところでもう一つ、ちょっとこういう趣旨のことを加えてほしいんですけれども。この工事というのは、やはり計画がちょっと無理があったというところがあって、計画の見直しということで、もうそれ以上つくりたくないという判断をして、それがいいということになったと思うんですけれども。

まずは崩れやすい地形をはっきり把握をして、無理なところには無理してつくりたくないということをきっちり、計画を進める前に、計画段階から県のほうがしっかりそれを監視するとか、県のところがこういう、今回の一応、ちょっと失敗といったらちょっと語弊があるかもしれないんですけれども、無理なところに計画をしてしまったということを反省しつつ再発防止に努めるみたいな、ちょっと反省部分もひとつ書いていただきたい。これを事例にして、得られるものは今後反映していきたいと、そのような趣旨を、もし可能であれば一文、つけ足していただければありがたいと思いました。

○永藤委員長

では、それも私がつくってよろしいですか、ご意見があれば、反対だとか要らないというご意見があればどうぞ。

ちょっと上手に表現しますね。よろしいでしょうか。では(2)についてもこの

ような形で進めたいと思います。

次のページをごらんください。(3) 県営中山間総合整備、木曾町ということで、県案に対する審査結果は妥当と判断するという事です。

判断に至った理由として、事業効果の発現状況の評価項目としていろいろ書いてありますけれども、このような整備によって労力の削減、効率化ということが出ました。それから活性化施設を整備することで農産物の加工販売までということで、地域雇用が創出されたということ。

それから加工グループですか、これ益山委員のご意見ですか、活性化の加工グループの取り組みが大臣表彰を受賞するなど、モデル的取り組みが地域農業の活性化に寄与しているということ。

それから、審議上のその他の意見として非常によく効果が発現している事業だと思われるということで、地域住民が尽力した成果でもあって、今後の事業PRなどで積極的に活用していただきたいということ、これは酒井委員のご意見だと思いますけれども、このような形でまとめさせていただきましたけれども、皆さんのほうからご意見があれば、どうでしょうか。

よろしいですか。ではそういうことで、(3)についてもこのような形の原案で行きたいと思います。よろしく願いいたします。

(4) 抽出以外の箇所ということで、8件については先ほどと同じなんですけれども、事業効果の発現時、事業実施に伴う自然環境・生活環境等の変化、施設の維持管理状況、地域住民等の評価、事業の主たる目的以外での地域社会への貢献状況等から、各事業の県の事後評価については妥当と判断したということです。これについてはどうですか。よろしいですか、はい、よろしいでしょうか。

では、次に5ページです。ここで「おわりに」ということで、第1回の委員会において県から意見を求められた11件のうち、抽出した3件について詳細な審議を行ったと。

それからさまざまであったけれども、県からの説明により事業効果の発現状況や地域振興への貢献を理解できて、県案について妥当と判断したところであると。実施した評価手法はおおむね適正に実施されていたということで、例のPDCAサイクルを充実させた制度の確立に向けて、事業箇所の特性に応じた幅広い議論をさらに重ねていくことが重要であると考えている。

公共事業の一層の効率化、重点化とともに、その実施過程の透明性を向上させるために、今回の審議結果を公共事業評価や事業実施に十分活用されることを期待するという事です。

その次に、まず内川委員のご意見ですか、個別事業の評価に意識が行きがちであるけれども、評価のフィードバック先についても事業種以外にも影響をもたらすよう意識した自己評価に努めていただきたいということ。

それから、事後評価説明シートの記入に当たって、必要に応じて評価時の写真や詳細なデータを添付するなど、さらに事業効果がわかりやすくなるような工夫を続

けていただきたいと、これは酒井委員のご意見ですけれども、というような形でさせていただきますが、どうでしょうか、ご意見があれば、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、いろいろありましたけれども、これから知事宛に提出させていただく意見書ですが、資料8-1は鑑文になります。意見書の鑑ですけれども、ここに昨年と同様、公共事業評価を総括する総論をつけたいと思いますけれどもいかがでしょうか、大体つけているので。

私のほうでこれを作成したいと思います。内容は必要性、重要性に触れて、公共事業評価に期待するなどを記載して、A4半分ぐらいの分量で書いていきたいと思っていますけれども、よろしいですか。

それでは、それについて総論ができたなら事務局から送付いたしますけれどもよろしいでしょうか、また添削をしていただければ。

(4) その他

○永藤委員長

それでは、その他としまして、今後の作業スケジュールを確認いたします。

まず意見書の修正・確定は本日出ました、委員長預かりの意見もたくさんありましたけれども、それを含めて私のほうで意見書の修正を行い、できるだけ早いうちに事務局より各皆さんに、修正案をメールで添付いたします。よろしいでしょうか。

それで内容をご確認していただいて、おおむね年内には意見書を確定していきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それで、最終確定した意見書は製本してというか、これは年明け早々に事務局から各委員に添付するというか、配付するというのでいかがでしょうか、添付ではなくて今度は配付です、できた案を、案ではなくて確定した意見書ということです。よろしいでしょうか、このスケジュールで。

それで意見書の提出方法なんですけど、例年、委員長が代表して県へ提出しているようすけれども、今年も同様にしてもいいですし、私は一緒に行きたいという人がいれば一緒に行っていただいてもいいんですが、どうしましょう。いいですよ、ご参加していただければ、出たいという方がおられれば、どうしますか。

○益山委員

どんな感じなんですか。

○永藤委員長

30分ぐらいですが、どんな感じなんですか、様子を。

○事務局 行政改革課 青木課長補佐

すみません、30分程度で、副知事のほうへお渡ししていただくというような形になっております。

○永藤委員長

はい、報道陣も来られるんですか。

○事務局 行政改革課 青木課長補佐

報道も入ります。それでお渡ししているところを写真に、例年とっていただくというような形になっております。

○永藤委員長

出たい方があれば、全然ご遠慮なさらずに。また後で、では事務局のほうに、私も出たいと言っていたら、はい、よろしく願いいたします。

それでは、ありがとうございます。では、とりあえず1月18日水曜日、提出を予定しています。よろしいですか、1月18日です。

ではありがとうございます。以上で本日の審議を終了いたします。半年にわたる長丁場、本当にありがとうございました。現場調査も2日間も行っていただいて、本当にありがとうございました。

それでは、事務局にお渡し、お返しいたします。

○事務局 技術管理室 矢花主任専門指導員

永藤委員長様、本当にありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、長野県を代表いたしまして行政改革課長であります井出よりごあいさつを申し上げます。

○井出行政改革課長

行政改革課長の井出英治でございます。公共事業評価監視委員会を閉会するに当たりまして、県を代表して一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

委員長を初め委員の皆様、ご多忙の中、2回の現地調査を含めて6回の委員会のご審議、それぞれ専門の立場から貴重なご意見をいただきました。まことにありがとうございます。

本年も熊本で震災が起きるといようなことで、全国各地でさまざまな災害が発

生しております。そういった災害への備えという意味で、また本格的な人口減少社会を迎える中で、地方創生を実現して地域が安全で安心して暮らしていけるその基盤として、インフラ整備は重要でございます。インフラ整備への期待、関心が高まる中で事業の実施に当たっては、透明性や効率性に留意しながら適切に執行していくということが大事でございます。

県といたしましては、評価監視委員会の皆様からいただいたご意見、ご提出していただく意見書の趣旨を十分踏まえまして最終的な対応方針を決定し、県民の皆様への公共事業に対する説明責任を果たしていきたいと考えております。

改めまして、委員長を初め委員の皆様のご尽力に感謝を申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

○事務局 技術管理室 矢花主任専門指導員

以上をもちまして、平成28年度長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。